平成２４年（フ）第５７５３号
神奈川県川崎市川崎区池上町７－５　１Ｆ
債務者　狩野順子こと　朴　　順子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７６０号
東京都世田谷区岡本３丁目11―13　第二中村ハイツ103
債務者　亀山　康子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２５号
横浜市緑区東本郷６丁目11番18号
債務者　柿沼　友幸
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５号
岡山市南区福吉町25番23号　六車マンション102号室
債務者　髙島　由行
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
岡山市南区福吉町25番23号　六車マンション102号室
債務者　髙島　千秋
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７号
岡山市南区福吉町25番23号　六車マンション102号室
債務者　久山　英子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０号
岡山県和気郡和気町日室327番地１　サンライズＴ　Ｃ棟202、住民票上の住所岡山県和気郡和気町日室327番地１
債務者　土田貴和子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９号
岡山市南区浦安西町48番地57
債務者　二神まゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３号
岡山市南区藤田773番地45　シャインプラネット103号
債務者　光辻　佳正
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１９号
東京都日野市大坂上３丁目11番地の１都営日野大坂上３丁目アパート15―301
債務者　酒井　里美
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
静岡市清水区八木間町437番地の１
債務者　菊池　正美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１号
静岡市駿河区丸子新田406番地の１
債務者　小池　里紗
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２号
静岡市葵区呉服町１丁目６番地の２
債務者　小野　博夫
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１号
静岡市葵区千代田２丁目１番19号　シャンヴェールＡ―２号、旧住所静岡市葵区川合１丁目１番７―402号
債務者　望月　雅代
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１３号
静岡県静岡市葵区古庄２丁目15番21号コーポ・エム102号
債務者　小長谷修司
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部